

43. メキシコ (M X)

国名	国別整理番号	名 称	使用言語	発行状況	所 蔵 範 囲			整理区分
					発行年次	番 号	主な欠号	
43 メ キ シ コ (M X)	1	Gaceta de la Propiedad Industrial 工業所有権公報	スペイン語	月 刊	1920 ~ 1966		1942 ~ 1950、 1965、 1967 ~ 1980	発行日順
	2	Gaceta de Invenciones y Marcas 特許、商標公報	スペイン語	月 刊	1981.12			発行日順

概 要	備 考
<p>1. 特許、実用新案関係</p> <p>(1) 特許発明、改良特許抄録 (書誌的事項、発明の抄録、図面)</p> <p>(2) アルファベット順発明の名称及び特許人名索引</p> <p>(3) 分類別索引</p> <p>(4) 権利の移転等</p> <p>2. 意匠関係</p> <p>(1) 登録番号順意匠見本</p> <p>(2) アルファベット順意匠人名索引</p> <p>3. 商標関係</p> <p>(1) 登録商標目次及び商標見本</p> <p>(2) アルファベット順商標名及び商標人名索引</p> <p>(3) 商品分類別特許目次</p> <p>(4) 更新、移転等</p>	<p>1. 印刷された特許発明明細書は発行されていない。</p> <p>2. 旧英国の商品分類(1~50分類)を使用。</p> <p>3. 1981年から(整理番号2)の特許、商標公報に継続。</p>
<p>1. 一般事項</p> <p>(1) INIDコードの説明</p> <p>(2) 国籍コード</p> <p>(3) 商品分類表</p> <p>2. 特許関係</p> <p>(1) 特許番号順抄録 (書誌的事項、発明の要約及び主要図面、なお改良特許も含む。)</p> <p>(2) 特許番号順発明証抄録</p> <p>(3) その他 権利の移転、表示変更等のリスト。</p> <p>3. 意匠関係</p> <p>(1) 特許番号順意匠見本</p> <p>4. 商標関係</p> <p>(1) 登録番号順商標見本</p> <p>(2) 更新番号順目次</p> <p>(3) その他 権利移転、表示変更、無効等のリスト</p>	<p>現在は一時受入れを中断している。 新法：1991.6.28実施</p> <p>1. 特 許</p> <p>(1) 種 類</p> <p>1) 発明特許</p> <p>(2) 存続期間(1991.6.28施行)(新法)</p> <p>1) 出願日(年金の納付を条件に)より20年。 医療特許に限り3年間延長 ('91.6.28以降のもの摘要) 存続期間(1987.1.17~1991.6.28まで)(旧法) 特許及び発明証：付与の日(年金の支払を条件に) 14年。延長できない。 " (1986.2.11~1987.1.16) 特許及び発明証：付与の日より10年。 (1976.2.11以前の付与された特許は出願日より15年 であった)</p> <p>(3) 公開：出願日より18ヶ月後に公開される。</p> <p>(4) 実施義務：特許日から3年以内、出願日から4年以内。 出願変更：実用新案登録又は工業的意匠登録に出願変更できる。 発明証：新法により廃止。 明細書は印刷されない。 産業上の秘密：1991.6.28 新法により規定を設けた。 1991.6.28 新法より下記のものの特許可能。</p> <p>1) 植物の変種</p> <p>2) 微生物</p> <p>3) 薬学上の化学薬品</p> <p>4) 合金</p> <p>5) 核エネルギー及びその安全性に関する発明</p> <p>2. 実用新案(1991.6.28 発効の新法の下では実用新案の登録が可能となった)</p> <p>(1) 存続期間 出願日から10年、延長なし。</p> <p>(2) 審査：方式審査のみ</p> <p>3. 意 匠</p> <p>(1) 種 類</p>

43. メキシコ (M X)

国名	国別整理番号	名 称	使用言語	発行状況	所 蔵 範 囲			整理区分
					発行年次	番 号	主な欠号	
43 メ キ シ コ (M X)								
	3	Gaceta de la Propiedad Industrial (Indices Alfabeticos) 工業所有権公報索引	スペイン語	年 刊	1957 1961 ~ 1964			年 別
	4	Gaceta de Invenciones Marcas 商標索引	スペイン語	年 刊	1982のみ			年 別

概 要	備 考
	<p>1) 工業的意匠及びひな型 2) 審査.....方式審査のみ</p> <p>(2) 存続期間 出願日(年金の支払を条件として)より15年。 延長はできない。 (旧法:1976.2.11~1991.6.28迄) 登録日より7年。延長できない。</p> <p>(3) 審査:方式審査のみで権利化、権利化と共に公告。 ・異議申立制度:なし ・出願変更:できる(特許又は実用新案登録) ・取消:公告より5年以内。 ・実施義務:廃止</p> <p>4.商 標 新法:1991.6.28</p> <p>(1) 存続期間 出願日から10年(同一期間毎の無期限の更新可能) (旧法:出願日から5年)</p> <p>(2) 異議制度:なし</p> <p>(3) 不使用取消:3年 ・国際分類採用(商品34、サービス8) ・団体標章登録出願できる(下記のものに限り) 製造者、生産者、商人あるいはサービスの提供者の組織と法的に関連したもの。</p>
<p>1.特許、実用新案関係 (1) アルファベット順発明(考案)の名称索引 (2) アルファベット順特許(実用新案)人名索引</p> <p>2.意匠関係 (1) アルファベット順人名索引</p> <p>3.商標関係 (1) アルファベット順文字商標索引 (2) アルファベット順商標人名索引</p>	<p>特許、実用新案、意匠・商標の索引類は工業所有権公報と合本整理している。 (1929~1966)</p>
<p>1.国内分類表 2.サービスマーク分類表</p>	<p>1982年発行のみ。</p>